

記録閲覧等の概況及び不服申立事件等について

刑事局総務課検務第二係

当局に報告のあった保管記録等の閲覧（謄写）状況、保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件について取りまとめたので、執務の参考とされたい。

第1 保管記録等の閲覧（謄写）状況等

平成23年（調査期間：平成23年1月1日から同年12月31日まで）における保管記録等の閲覧（謄写）状況等の概要は次のとおりである。

1 概況

平成23年における保管記録等の閲覧（謄写）状況は1表のとおりである。

平成23年の保管記録に対する閲覧請求件数は、平成22年の21,958件から318件減少して21,640件となった。

閲覧請求に対し、閲覧を許可（一部不許可を除く。）した件数は21,573件、不許可件数は32件、一部不許可件数は35件であり、閲覧を許可した件数が請求件数の99%以上を占めている。

また、閲覧が許可された保管記録のうち、20,203件（許可件数の93.6%）について謄写申請がなされ、20,152件（謄写申請件数の99.7%）が許可されているところ、謄写の不許可件数は22件、一部不許可件数は29件となっている。

このほか、再審保存記録に対して8件、刑事参考記録に対して4件、記録事務規程第10条の特別処分に係る保存記録に対して1件の閲覧請求がなされ、いずれも全て閲覧が許可されている。

【1表】保管記録等の閲覧（謄写）状況

1 保管記録	閲覧請求	21,640件
	許可	21,573件
	一部不許可	35件
	不許可	32件
	謄写申請	20,203件
	許可	20,152件
2 再審保存記録	一部不許可	29件
	不許可	22件
	閲覧請求	8件
	許可	8件
3 刑事参考記録	一部不許可	0件
	不許可	0件
	閲覧請求	4件
	許可	4件
4 記録事務規程第10条の特別処分に係る保存記録	一部不許可	0件
	不許可	0件
	閲覧請求	1件
	許可	1件

2 裁判所からの送付嘱託等の受理・処理状況

(1) 確定記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

平成21年から平成23年までの受理・処理件数は2表のとおりであり、平成23年における受理件数は、前年から35件減少して1,037件となっている。

これを処理区分別件数でみると、「全て送付」としたものが712件で受理件数の68.7%を占めている。他方、送付嘱託に応じなかった（全く応じなかった又は一部送付に応じた）件数は325件あり、受理件数の31.3%を占め、このうち、全く応じなかった件数は77件あり、送付嘱託に応じなかった件数の23.7%を占めている。

【2表】確定記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

年次	受理件数	処理件数		
		全て送付	一部送付	全く応じない
平成21年	1,058	877 82.9%	125 11.8%	56 5.3%
平成22年	1,072	868 81.0%	126 11.7%	78 7.3%
平成23年	1,037	712 68.7%	248 23.9%	77 7.4%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※送付嘱託のほか、目撃者の特定のための情報について調査の嘱託がなされた件数も含む。

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

受理件数について、自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが3表であるが、平成23年においては、自動車による過失致死傷罪に係る記録に対する送付嘱託が全体の52.1%を占めている。

【3表】受理件数のうち自動車による過失致死傷罪に係る送付嘱託受理件数

年次	受理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
平成21年	1,058	610 57.7%	448 42.3%
平成22年	1,072	579 54.0%	493 46.0%
平成23年	1,037	540 52.1%	497 47.9%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成23年における処理件数について、処理区分ごとに自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが4表である。

【4表】処理件数のうち自動車による過失致死傷罪に係る処理件数

平成23年	処理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
全て送付	712	369 51.8%	343 48.2%
一部送付	248	141 56.9%	107 43.1%
全く応じない	77	30 39.0%	47 61.0%

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

(2) 不起訴記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

平成21年から平成23年までの受理・処理件数は5表のとおりであり、平成23年における受理件数は、前年から58件減少して1,729件となっている。

これを処理区分別件数でみると、送付嘱託に応じなかった（全く応じなかった又は一部送付に応じた）件数が1,134件あり、受理件数の65.6%を占め、中でも「一部送付」としたものが955件で受理件数の55.2%を占めて最大となっている。

【5表】不起訴記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

年次	受理件数	処理件数		
		全て送付	一部送付	全く応じない
平成21年	1,769	770 43.5%	811 45.9%	188 10.6%
平成22年	1,787	664 37.2%	985 55.1%	138 7.7%
平成23年	1,729	595 34.4%	995 55.2%	179 10.4%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※送付嘱託のほか、目撃者の特定のための情報について調査の嘱託がなされた件数も含む。

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

受理件数について、自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが6表であるが、平成23年においては、自動車による過失致死傷罪に係る記録に対する送付嘱託が全体の89.7%を占めている。

【6表】受理件数のうち自動車による過失致死傷罪に係る送付嘱託受理件数

年次	受理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
平成21年	1,769	1,573 88.9%	196 11.1%
平成22年	1,787	1,592 89.1%	195 10.9%
平成23年	1,729	1,551 89.7%	178 10.3%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成23年における処理件数について、処理区分ごとに自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが7表である。

【7表】処理件数のうち自動車による過失致死傷罪に係る送付嘱託処理件数

平成23年	処理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
全て送付	595	549 92.3%	46 7.7%
一部送付	955	884 92.6%	71 7.4%
全く応じない	179	118 65.9%	61 34.1%

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

3 弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの閲覧（謄写）に係る照会の受理・処理状況

平成21年から平成23年までの受理・処理件数は8表のとおりであり、平成23年における受理件数は、前年から1,411件増加して25,154件となっている。

閲覧（謄写）の許可状況について処理区分別件数でみると、「全て許可」としたものが21,582件で受理件数の85.8%を占めて最多となっているところ、許可しなかった件数（全部又は一部許可しなかった件数）は3,572件あり、これは受理件数の14.2%を占める。

【8表】弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの閲覧（謄写）に係る照会の受理・処理状況

年次	受理件数	処理件数		
		全て許可	一部許可	全く応じない
平成21年	23,456	21,166 90.2%	1,671 7.1%	619 2.7%
平成22年	23,743	21,607 91.0%	1,544 6.5%	592 2.5%
平成23年	25,154	21,582 85.8%	2,991 11.9%	581 2.3%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

受理件数について、自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが9表であるが、平成23年においては、自動車による過失致死傷罪に係る記録に対する受理件数が全体の96.5%を占めている。

【9表】受理件数のうち自動車による過失致死傷罪に係る照会受理件数

年次	受理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
平成21年	23,456	22,770 97.1%	686 2.9%
平成22年	23,743	22,989 96.8%	754 3.2%
平成23年	25,154	24,272 96.5%	882 3.5%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

平成23年の受理・処理件数について、確定記録と不起訴記録別に区分したものが10表である。

平成23年の受理件数25,154件のうち、不起訴記録に対する受理件数が24,641件であり、受理件数の98.0%を占めている。

処理件数について、照会に対して全く応じなかった件数が占める割合は、確定記録が31.8%であるのに対し、不起訴記録は1.7%であり、不起訴記録に比して、確定記録については照会に応じない割合が高い。

【10表】確定記録・不起訴記録別に見る受理・処理状況

平成23年	受理件数	処理区分別件数		
		全て許可	一部許可	全く応じない
自動車による 過失致死傷罪	481	307(63.8%)	19(4.0%)	155(32.2%)
	23,791	20,631(86.7%)	2,811(11.8%)	349(1.5%)
その他	32	21(65.6%)	3(9.4%)	8(25.0%)
	850	623(73.3%)	158(18.6%)	69(8.1%)
合 計	513	328(63.9%)	22(4.3%)	163(31.8%)
	24,641	21,254(86.3%)	2,969(12.0%)	418(1.7%)

※上段：確定記録 下段：不起訴記録 ()：受理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

4 被害者又はその親族若しくはその代理人たる弁護士に係る不起訴記録の閲覧（謄写）状況

平成21年から平成23年までの受理・処理件数は11表のとおりであり、平成23年における受理件数は、前年から908件増加して、5,935件となっている。

これを処理区分別件数でみると、「全て許可」としたものが5,614件あり、全体の94.6%を占めている。

【11表】被害者又はその親族若しくはその代理人たる弁護士に係る不起訴記録の閲覧（謄写）状況

年次	受理件数	処理件数		
		全て許可	一部許可	全く応じない
平成21年	5,497	5,419 98.6%	65 1.2%	13 0.2%
平成22年	5,027	4,969 98.9%	41 0.8%	17 0.3%
平成23年	5,935	5,614 94.6%	300 5.1%	21 0.3%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

受理件数について、自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが12表であり、平成23年においては、自動車による過失致死傷罪に係る記録に対する受理件数が全体の95.6%を占めている。

【12表】受理件数のうち自動車による過失致死傷罪に係る受理件数

年次	受理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
平成21年	5,497	5,336 97.1%	161 2.9%
平成22年	5,027	4,833 96.1%	194 3.9%
平成23年	5,935	5,671 95.6%	264 4.4%

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成23年における処理件数について、処理区分ごとに自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが13表である。

【13表】処理件数のうち自動車による過失致死傷罪に係る処理件数

平成23年	処理件数	自動車による 過失致死傷罪	その他
全て許可	5,614	5,395 96.1%	219 3.9%
一部許可	300	272 90.7%	28 9.3%
全く応じない	21	4 19.0%	17 81.0%

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

- 5 保管記録等の閲覧（謄写）に関して問題を生じた事例とその解決策について
平成23年における保管記録及び不起訴記録の閲覧（謄写）に関する問題事例とその解決策について報告のあった事例は次の2件である。

【事例1】被害者による不起訴記録閲覧・謄写請求事案

1 問題事例

閲覧請求者は、自身が被害者である自動車運転過失傷害事件における被疑者との示談交渉を理由とした当該不起訴記録の閲覧・謄写請求のため、事前連絡せずに来庁したものであるが、請求手続中、本件記録の閲覧・謄写請求とは無関係である公務員批判を大声で叫ぶなどして何度も手続を中断させるなどし、多数の職員に迷惑をかけ、閲覧・謄写許可後の謄写物受領時にも、同様の行動を繰り返した後、最終的に謄写物を受領して退庁した。「被害者＝クレマー」という事例。

2 解決策

閲覧請求者は、形式的には「被害者」の立場であり、さらに本人から「血圧が高く心臓病に患っている」旨の申告があるため、被害者の立場を考慮し健康面に配慮しつつ、穏便に説得に努めた。しかし、説得に説得を重ねたものの、大声で公務員批判を繰り返し、「血圧が高くなったから薬飲ませてくれ。」「外出する用事があるから部屋から出たい。」などの多様な要求があり、なかなか請求手続が進まなかったため、請求者の言うがままにさせていた。

本件請求者は被害者であり、かつ、異常言動あるいは異常行動の人物という両極端な要素をもつ人物であったが、被害者の立場を第一に考慮し、担当としては、被害者本人の言動に同調しつつ体面を観察しながら手続の説明を一貫して行い、最終的には謄写物を交付して手続は終了した。その後、本人から電話連絡等は一切なかった。

【事例2】 閲覧場所を保管検察官の属する検察庁以外の検察庁で実施した事案

1 問題事例

A区検察庁において保管している確定記録について、被害者の代理人弁護士から、同庁に閲覧請求がなされた際、記録保管場所が離島の遠隔地であること、同庁に弁護士の複写機が整備されていないことを理由として、B地方検察庁本庁において閲覧できないかとの要請があった。

2 解決策

保管検察官は、弁護士の申出に正当な理由があると判断し、記録の閲覧場所をB地方検察庁と指定し、B地方検察庁において閲覧させた（平成21年検務実務家会同配布資料で紹介された東京地検における同種処理事例を参考とした。）。

6 刑事訴訟記録につき、民事訴訟法上の文書提出命令がなされた事案について

平成23年に文書提出命令がなされた事案は1件あり、その概要は次のとおりである。

【事案】 捜査の違法等を原因とする国家賠償請求事件

1 事案の概要

道路交通法違反被疑事件により不起訴（起訴猶予）となった原告（以下「申立人」という。）が、本件逮捕は要件を欠く違法なものであり、違反をしていないのに逮捕され精神的苦痛を被ったとして、被告（県）を相手とする国家賠償を請求している訴訟において、不起訴記録中の司法警察員作成にかかる実況見分調書（以下「本件調書」という。）について文書提出命令申立てがなされたもの。

なお、本件申立ては、民事訴訟法220条3号後段に基づいて本件調書の提出を求めるものであり、本件調書の逮捕者による現場指示部分につきマスキングが施された写しについては、既に相手方（以下「検察官」という。）

から送付済みである。

2 文書提出命令

（決定）

司法警察員作成にかかる実況見分調書を提出せよ

（理由）

○民事訴訟法220条3号後段の該当性について

申立人は本件被疑事件の被疑者となり、本件被疑事件は検察官に送致され、本件調書はその捜査の過程において作成されたものであることからすると、本件調書は、申立人と本件被疑事件の関係捜査機関（文書の所持者たる検察官を含む。）との間に形成された法律関係を明らかにするために作成されたものと認められるので、法律関係文書に該当する。

なお、検察官は、申立人と検察官との間には法律関係は存在しないと主張するが、司法警察員は、犯罪の捜査をした場合、検察官への送致が義務付けられており、本件被疑事件についても、検察官は送致を受けているのであるから、法律関係の有無については、検察官と被告は一体であると見るのが相当である。

○本件調書の必要性等について

本案事件においては、逮捕者の法廷における供述の信用性が問題となるところ、その検討のために、本件調書記載の逮捕者による指示説明の内容が重要であると考えられ、特に、逮捕者は自身が作成した捜査書類の記載内容を変遷させていること等を併せ考慮すると、本件指示説明を含んだ本件調書を取り調べる必要性は大きい。

また、本件指示説明を含んだ本件調書を取り調べたとしても、捜査に支障を生じるとか、個人のプライバシーを侵害するとは認められない。

3 即時抗告（国）

本件調書は民事訴訟法220条3号後段の法律関係文書に該当せず、本件調

書の提出は刑訴法47条ただし書にも該当しないのであるから、本件調書が法律関係文書に該当するとし、その提出を命じた原決定は判断を誤っている。

4 即時抗告棄却決定

本件調書は、その作成目的について、交通違反現場付近の状況及び違反状況を明らかにし、併せて証拠を保全するためと記載しており、具体的には、本件違反及びその現認状況、逮捕者が申立人に本件違反を告げた状況、その後の申立人の逃走状況及び本件逮捕の状況につき、各現場の客観的状況及び逮捕者の指示説明が記載されたものであることからすると、本件調書は、本件違反及び本件逮捕の要件につき証拠を保全するものというべきであるから、申立人と抗告人（検察官）を含む捜査機関の間に形成された法律関係を明らかにするために作成された文書であって、法律関係文書に該当する。

第2 保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件について

平成23年に当局へ報告のあった保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件の概要は次葉のとおりである。

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成23年)

番号	不許可書面等 閲覧等請求理由	不許可の根拠	裁判結果	備考
1	裁判書 民事訴訟のため (請求者:被告人に 係る別件民事訴訟事 件の相手方弁護士)	刑事確定訴訟記録法 4条2項5号	【棄却】 申立人が閲覧請求した保管記録には、被告人が受けた刑事処分の内容等、同人らのプライバシーに関わる事項が記載されているから、同記録を閲覧させると、関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められ(刑事確定訴訟記録法4条2項5号)、申立人が同法4条2項ただし書の「訴訟関係人」に当たらないことは明らかである。 申立人ないし民事訴訟事件の被告らは当該刑事被告事件と直接の関係がなく、両事件の関連性も格別認められないことなどからすれば、保管記録の閲覧の必要性は乏しく、申立人が保管記録の「閲覧につき正当な理由があると認められる者」(同法4条2項ただし書)に当たるとはいえない。	
2	確定記録の再審保存 請求 再審請求及び再審裁 判のため (請求者:被告人)	再審保存記録とし て保存を開始するの は当該保管記録の保 管期間が満了した後 であって、再審保存 の要否については、 被告人の再審請求等 の動向を勘案し、保 管期間満了時に決定 すべきであり、現時 点では再審保存しな いのが相当である。	【棄却】 原決定時から保管期間満了までは3年近くあることなどに照らすと、原決定の時点で、本件記録について、その保管期間満了後の平成54年10月17日まで再審の手続のため保存する必要があったとは認められず、保管検察官が本件記録を再審保存記録として保存しない旨の決定をしたことは相当である。	
3	確定記録 共犯者の供述の信用 性の検討ないし証言 の弾劾のため (請求者:共犯者の 弁護士)	検察庁の事務に支 障があるため。	【一部認容】 閲覧不許可とした本件記録のうち、その一部については、未検挙の共犯者を検挙・立件するに当たって必要かつ重要な情報が漏洩されるなどして、今後の捜査に支障が生じるおそれが具体的に懸念され、保管検察官が「検察庁の事務に支障のあるとき」に該当するものとして申立人の閲覧を不許可とした処分は、正当というべきであるが、その他の部分について、「検察庁の事務に支障のあるとき」に該当するとして申立人の閲覧を不許可とした保管検察官の処分は、違法といわざるを得ない。 確定記録の事件に関連する事件の被告人や弁護人が防御のために必要であるとして、証拠開示の目的で閲覧請求をした場合に、確定記録の閲覧について強い利害関係があるにもかかわらず、「証拠開示目的」であるという理由で、一律に閲覧を制限することは、刑事確定訴訟記録法の趣旨に反するおそれがあるなどの事情を踏まえると、証拠開示目的による確定記録の閲覧について、受審裁判所を通じた証拠開示の方法に限定すべきであるとする立論には、十分な合理性がないというほかない。	

